

## 広島県の酒と商標

### 目次

1. はじめに
2. 蔵元と銘柄
3. 銘柄の商標登録の推移
4. 商標登録までの期間
5. 銘柄の多様化
6. 商標管理

### 1. はじめに

ここでは、中国地域知的財産戦略本部(<http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai>)のメールマガジン 第37号(2008.6.16)「知財余話」に掲載された「酒は銘柄で飲む」の記事の基になった調査をまとめたものをご紹介します。

### 2. 蔵元と銘柄

広島県酒造組合・広島県酒造協同組合のホームページ(<http://hirosake.or.jp/>)では現在67の蔵元が紹介されています。

その中で代表銘柄は地区別ではどのように分布しているのでしょうか。

広島県の蔵元は県内に広く分布しており、特に呉地区や西条地区に多くの蔵元があることが分かります。以下の銘柄について、特許庁の特許電子図書館を利用して商標登録の状況を調べた結果、47銘柄が商標登録されています。

表1 広島県の各蔵元の代表銘柄

地区名	銘柄数	銘			柄		
広島地区	3	蓬萊鶴	御幸	島の香			
廿日市地区	3	八幡川	宝永鶴	一代			
海田地区	2	大号令	本洲一				
呉地区	12	千福	満潮	大内山	水龍	白天龍	雨後の月
		不二寿	宝剣	同期の桜	華鳩	音戸の瀬戸	三谷春
広島北区	9	旭鳳	白龍	菱正宗	安佐泉	玉扇	八重の露
		老亀	朝光	三段峡			
吉田地区	3	三洋愛泉	喜美福	向井桜			
福山地区	6	三吉正宗	天寶一	美の鶴	深山	トモエ	ミツボシ
府中地区	3	神招	神雷	花酔			
三次地区	3	白蘭	美和桜	瑞冠			
庄原地区	4	峰仙人	比婆美	超群	菊文明		
西条地区	10	賀茂鶴	福美人	白牡丹	西條鶴	亀齢	賀茂泉
		山陽鶴	賀茂輝	桜吹雪	千代乃春		
竹原地区	6	竹鶴	宝寿	誠鏡	富久長	関西一	白鴻
三原地区	1	酔心					
尾道地区	2	寿齢	因島大橋				

## 広島酒と商標

黒字・・・商標登録済み

例) 「白天龍」の商標登録がなくても「金冠白天龍」の商標登録があるような場合を含む

青地・・・商標登録されていない

表1の銘柄自体の商標登録はないが、その蔵元名義で他の銘柄の商標登録がある

赤字・・・商標登録されていない

表1の銘柄を含めその蔵元名義の商標登録がない

近年では、販売促進や識別性を高めるために、商品化の前に先ず商標（ネーミング）を考え、その商標の商標登録を行ってから販売開始をする例が一般的でしょう。しかし、蔵元の代表銘柄の商標登録状況を見てみると、日本酒の場合は必ずしもネーミング、商標登録、販売開始との関係は一定していません。

例えば、宝剣酒造株式会社で最初に商標登録されたのは、「安芸国地酒\芸酒」であり、「宝剣」の商標登録までに20年を要しています。宝剣酒造株式会社の商標登録の経過を辿ると表2のようになります。

表2 宝剣酒造株式会社の登録商標

登録商標	登録番号	登録日 (yy/mm/dd)	出願日 (yy/mm/dd)
安芸国地酒\芸酒	1760106	85.04.23	82.07.27
くれのどいてつ\呉の土井鉄\クレノドイテツ	4720388	03.10.24	03.04.24
くれのたいよう\呉の太陽\クレノタイヨウ	4808038	04.10.08	03.10.28
くれのほし\呉の星\クレノホシ	4808039	04.10.08	03.10.28
宝剣	4849493	05.03.25	04.08.26

また、蔵元の代表銘柄とされる銘柄が商標登録されていないケースもあります。盛川酒造株式会社の商標登録の中で銘柄「白鴻」は登録されていません。

表3 盛川酒造株式会社の登録商標

登録商標	登録番号	登録日 (yy/mm/dd)	出願日 (yy/mm/dd)
宵	3029357	95.03.31	92.07.11
せとのきらめき\瀬戸の煌	4140508	98.05.01	96.03.11
ゆんどう\竜胆	4237124	99.02.05	97.02.14
こはくいろのとき\琥珀色の時間	4274288	99.05.21	97.09.04
嵐翠	4274289	99.05.21	97.09.04
さらそうじゅ\沙羅双樹	4647991	03.02.28	01.12.11

## 広島県の酒と商標

### 3. 銘柄の商標登録の推移

商標は、商品に付されて流通するものであるから、商品の特性あるいは商品を取り巻く環境によって商標も変化していくことが予想されます。

表1に示す登録商標の時代的な流れをみると、今回とりあげた広島県の酒のなかでは「亀齢」が最も早く明治36年に商標登録がされています。その他に明治時代に商標登録された銘柄は、「千代乃春」、「竹鶴」、「誠鏡」があります。

日本酒は古くからたしなまれ、その銘柄も古いものが多いと思われませんが、広島県では大正時代に5銘柄、大戦前（昭和20(1945)年以前）までに4銘柄が商標登録されています（表4）。

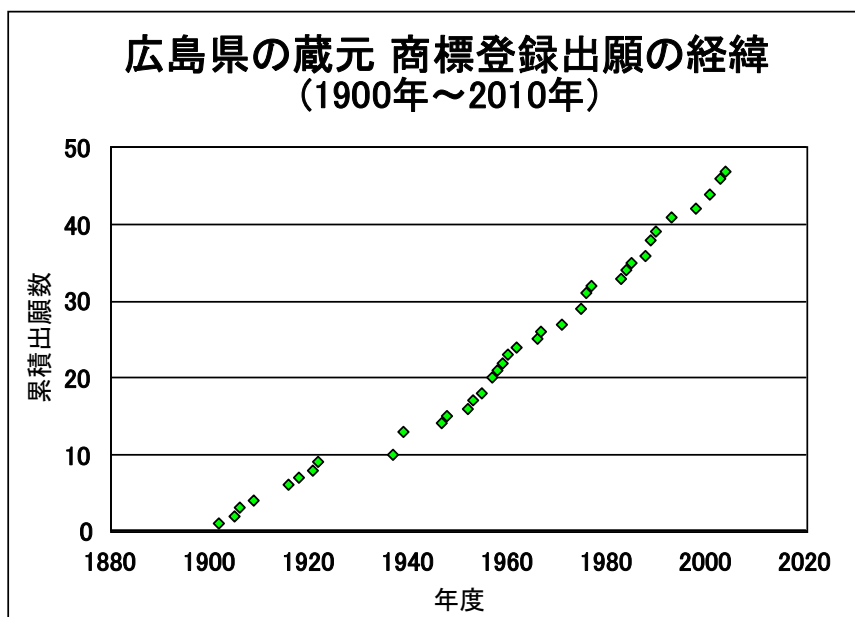
表4に示す「賀茂鶴」は、1939（昭和14）年に商標登録されています。賀茂鶴酒造株式会社の社史をみると、「賀茂鶴」の命名は明治6年とあるから、商標登録までかなり年月をえています。

表4 1945年以前に登録された商標

年代	登録日	出願日	蔵元	銘柄
明治	03.01.18	02.09.15	亀齢酒造株式会社	亀齢
	05.05.11	05.03.16	千代乃春酒造(株)	千代乃春
	06.11.06	06.09.18	竹鶴酒造株式会社	竹鶴
	09.12.08	09.10.01	中尾醸造株式会社	誠鏡
大正	16.02.22	16.01.10	株式会社三宅本店	千福
	16.07.12	16.04.17	白牡丹酒造株式会社	白牡丹
	18.04.17	18.02.06	福美人酒造株式会社	福美人
	21.06.29	21.03.13	株式会社小泉本店	御幸
	23.04.21	22.06.24	中野光次郎	水龍
昭和20年前	39.09.09	37.08.23	賀茂鶴酒造株式会社	賀茂鶴
	39.11.15	39.03.13	賀茂泉酒造株式会社	賀茂泉
	40.04.26	39.06.21	相原酒造株式会社	雨後の月
	40.07.19	39.12.30	(株)酔心山根本店	酔心

図1は、表1に示す登録商標について、横軸に商標登録出願年、縦軸に累積登録件数を示したグラフです。

図1 広島県にある蔵元の商標登録出願の経緯



1900(明治33)年から2004(平成16)年まではほぼ一定の割合で新規の銘柄(蔵元)が出現していることが分かります。また、1922(大正11)年から1937(昭和12)年までの15年間は新規の蔵元が出現しなかった空白期間であることが分かります。

また、1939(昭和14)年から1947(昭和22)年の8年間も長い空白期間になっています。そして、1947(昭和22)年から1962(昭和37)年と、1983(昭和58年)年から1993(平成5)年の間における新規の蔵元の出現率は他の期間より少し高くなっている(勾配が急になっている)ことが分かります。新しい酒(蔵元)は、安定した時代、平和な時代にこそ出現するということでしょうか。なお、1962(昭和37)年から1983(昭和58年)年の時代は、新規な蔵元出現の時期と空白時期が交互にきており、全体的にやや低調気味にみえます。この期間は、我が国経済が著しく発展した時期であることを考えると不思議ではありませんが、この期間の空白期間とオイルショックが発生した時期1973年、1978年とが関係あるように見えるのは興味深いところです。また、この期間は、国民全体が経済向上に向けて奮闘していたことを考慮すると、新しい酒の出現は、多様な価値(多様性)の出現が必要なのではないのでしょうか。

#### 4. 商標登録までの期間

現在では商標登録出願をすると、概略1年半(約500日)までには最初の審査結果がわかります。

表1に示す登録商標について、商標登録出願から商標登録されるまでの商標登録期間を調べてみました。概して、大正時代までは100日以下、大戦前までは300日以下、全平均で600日です。表5に大戦前の登録商標の商標登録期間(区分A)、大戦後の登録商標

## 広島酒と商標

で、長期（区分B）、短期（区分C）の商標登録期間を有する登録商標の商標登録期間を示します。

表5 商標出願から登録されるまでの期間

区分	銘柄	登録日	出願日	日数	出願日(和暦)
A	千福	16.02.22	16.01.10	43	大正5年1月10日
	竹鶴	06.11.06	06.09.18	49	明治39年9月18日
	千代乃春	05.05.11	05.03.16	56	明治38年3月16日
	誠鏡	09.12.08	09.10.01	68	明治42年10月1日
	福美人	18.04.17	18.02.06	70	大正7年2月6日
	白牡丹	16.07.12	16.04.17	86	大正5年4月17日
	御幸	21.06.29	21.03.13	108	大正10年3月13日
	亀齢	03.01.08	02.09.15	125	明治35年9月15日
	酔心	40.07.19	39.12.30	202	昭和14年12月30日
	賀茂泉	39.11.15	39.03.13	247	昭和14年3月13日
	水龍	23.04.21	22.06.24	301	大正11年6月24日
	雨後の月	40.04.26	39.06.21	310	昭和14年6月21日
賀茂鶴	39.09.09	37.08.23	747	昭和12年8月23日	
B	島の香り	92.12.25	89.01.10	1445	平成1年1月10日
	峰仙人	81.09.30	77.09.14	1477	昭和52年9月14日
	同期の桜	79.09.28	75.08.20	1500	昭和50年8月20日
	深山	81.01.30	76.02.07	1819	昭和51年2月7日
C	神雷	58.06.02	57.10.31	214	昭和32年10月31日
	天寶一	03.09.12	03.01.20	235	平成15年1月20日
	八幡川	02.02.22	01.05.25	273	平成13年5月25日
	美和桜	02.04.12	01.05.31	316	平成13年5月31日
	宝寿	68.02.23	67.02.25	363	昭和42年2月25日

表5によると、区分Aの「賀茂鶴」の商標登録期間が、他の商標登録期間が概して300日以内であるのに対し、747日で異常に長くなっています。これは、「賀茂鶴」の商標登録出願の後、「賀茂泉」の商標登録出願があり、「賀茂鶴」と「賀茂泉」の商標登録がほぼ同じ時期にされたことに関係があるようです。

上記の結果から判断すると、「賀茂鶴」の命名が明治6年であったとしても、「賀茂鶴」の商標登録は、1939（昭和12）が最初であったように解されます。

区分Bと区分Cを比較すると、一般名称に近い銘柄ほど商標登録期間が長く、造語に近い銘柄ほど商標登録期間が短いことが分かります。

### 5. 銘柄の多様化

表1に示す代表銘柄について称呼検索で、類似範囲にあると思われる登録商標（類似登録商標）を各蔵元ごとに調べ、同一の蔵元で2以上の類似登録商標を有する蔵元を表6に示します。

表6によると、2以上の類似登録商標を有する蔵元は、12社あります。この中で、

## 広島酒と商標

賀茂鶴酒造株式会社の「賀茂鶴」に類似する登録商標（銘柄）の登録件数は飛び抜けて多く、29銘柄の登録商標があります。次に多いのは株式会社三宅本舗の「千福」で、19銘柄の登録商標があります。その次に多いのは、賀茂泉酒造株式会社の「賀茂泉」と、株式会社酔心山根本店の「酔心」であり、6銘柄の類似登録商標があります。

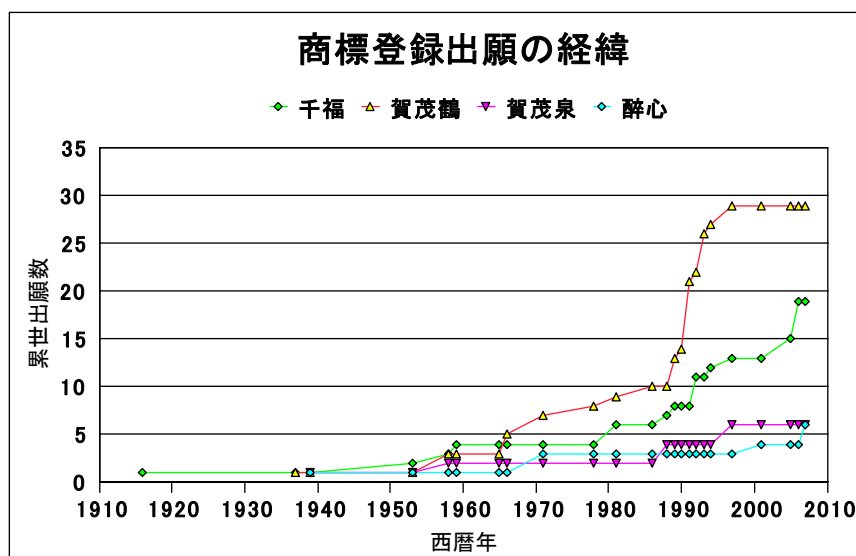
表6に示す銘柄で、大戦前に2以上の銘柄の登録商標を有するのは、亀齢酒造株式会社だけです。大戦前は、一の銘柄は一の商標登録というのが通常であったなかで、亀齢酒造株式会社の「亀齢」は特異といえるでしょう。また、「亀齢」は、大戦後には類似の商標登録が無いということでも希な例です。

表6 2以上の類似登録商標を有する蔵元

蔵元	登録件数 (件)	主銘柄
賀茂鶴酒造株式会社	29	賀茂鶴
株式会社三宅本店	19	千福
賀茂泉酒造株式会社	6	賀茂泉
(株)酔心山根本店	6	酔心
福美人酒造株式会社	4	福美人
千代乃春酒造(株)	3	千代乃春
亀齢酒造株式会社	2	亀齢
中野光次郎	2	水龍
相原酒造株式会社	2	雨後の月
久保田酒造株式会社	2	菱正宗
株式会社原本店	2	蓬葉鶴
アシードブリュー(株)	2	三吉正宗

類似登録商標の多い「賀茂鶴」、「千福」、「賀茂泉」及び「酔心」について、どのような経緯で商標登録出願されてきたかを年代順に調べてみました。縦軸は商標登録出願の年、縦軸は累積出願数を示します。

図2 「賀茂鶴」「千福」「賀茂泉」「酔心」の商標登録出願の経緯



## 広島酒と商標

図2によると、「賀茂鶴」と「酔心」の商標登録出願は、1953(昭和28)年以降急激に増加しており、1966(昭和41)年前後、1985(昭和60)前後を起点とする商標登録出願数の増加、特に1985(昭和60)を起点とする商標登録出願数の増加は著しいことが分かります。

1966年は、1961年から10年間で国民所得を倍増しようとした所得倍増計画期間途中であり、1985年は、1986年から1991年にあったバブル景気の前年に当たります。

図1では、生活が安定した時期に新しい蔵元が出現する傾向について説明しましたが、図2においても、生活が安定した時期、経済的に豊かな時期に新しい銘柄が出現する傾向があることが解ります。

また、下記の表7、8には「千福」又は「賀茂鶴」が時代によってどのような類似銘柄の商標登録を行ってきたかを示します。「千福」又は「賀茂鶴」も時代を追って類似銘柄の商標登録が多くなっています。これは、味又は仕様を銘柄に代表させ、商標の宣伝機能を最大限に利用しながら、その時代の消費者の好みに適う味又は仕様の酒を提供してきたことを示しています。

表7 「千福」類似銘柄の商標登録

年	累積出願数 (件)	銘 柄			
1916	1	千福			
1953	2	千福∞SEMPUKU			
1958	3	スペシャル\千福			
1959	4	千福∞SEMPUKU			
1981	6	ふくばっく千福	千福Vパック		
1988	7	ドライ千福			
1989	8	王者∞千福			
1992	11	精撰千福	上撰千福	特撰千福	
1994	12	センブク\千福\SEMPUKU			
1997	13	吟醸\いちょう\なみぎ\千福			
2005	15	千福 美食酒	千福 チンして燗		
2006	19	千福 あっさり味には 淡味	千福 こってり味 には 深味	千福吟醸極璃	千福純米極璃

表8 「賀茂鶴」類似銘柄の商標登録

## 広島酒と商標

年	累積出願数 (件)	銘 柄			
1937	1	賀茂鶴\ルツモカ∞KAMOTSURU			
1958	3	賀茂鶴酒造株式会社▲会▼社	Kamotsuru\JAPANESE SAKE		
1965	3				
1966	5	賀茂鶴∞Kamotsuru∞カモツル	賀茂鶴∞Kamotsuru		
1971	7	賀茂鶴∞カモツル	カモツルライト		
1978	8	KAMOTSURU”∞賀茂鶴\カモツル			
1981	9	ローヤルカモツル			
1986	10	KAMOTSURU∞賀茂\鶴∞カモツル			
1989	13	真寿賀茂鶴	銀寿賀茂鶴	瑞兆賀茂鶴	
1990	14	富▲岳▼賀茂鶴			
1991	21	光寿\賀茂鶴	清酒∞一級\光寿∞SPECIALLY BREWED\GOLD KAMOTSURU	光寿賀茂鶴	群黎賀茂鶴
1992	22	照雲賀茂鶴			
1993	26	吉祥賀茂鶴	金紋賀茂鶴	“KAMOTSURU” \CuP∞清酒\ 賀茂鶴カップ	金紋\賀茂鶴
1994	27	JAPANESE REFINED SAKE\“ROYAL”\TRADE 登録商標 MARK \Kamotsuru\ローヤル賀茂鶴∞坐 花酔月∞不老長生∞TABLE SAKE			
1997	29	賀茂鶴	賀茂鶴\特製ゴールド賀茂鶴 \∞KAMOTSURU∞ カモツル		

### 6. 商標管理

商標権は、登録商標を指定商品について独占使用することができ、他人の類似範囲の商標の使用を禁止することができる権利です。従って、特定の銘柄について独占使用するためには、商標登録をして商標権を得る必要があります。また、第三者が自社の登録商標又は類似商標を使用している場合は、警告や差止請求など何らかの措置をとるべきであり、放置した場合は第三者の商標使用を認めざるを得ないこととなります。

例えば、登録商標第18583号「亀齢」は、亀齢酒造株式会社（東広島市）に対し明治36年1月8日に商標登録されていますが、字体が少し違う登録商標第46287号「亀齢」が別の酒造会社、岡崎酒造株式会社（上田市）によって明治44年5月22日に商標登録されています。

白石酒造株式会社（広島市）の「白瀧」は、登録商標第553532号として昭和35年7月28日に商標登録されています。酒のラベルには鯉の図柄が大きく描かれており、「鯉城白瀧」と認識される登録商標です。

しかしこの「鯉城白瀧」が商標登録されるさらに前に、白滝酒造株式会社（新潟県南魚沼郡）が「白瀧」登録商標第143107号を大正11年3月18日に商標登録しています。ま



## 広島の酒と商標

---

た、白滝酒造株式会社は「白瀧」の類似商標について、「越乃白滝」登録商標第2188866号を平成1年11月28日、平成6年には「しらたき」が商標登録がされています。

商標登録をしても、第三者によって類似商標が出願されていたことにしばらく気づかなかったケースや、一定期間使用せずに放置してしまったなど、色々な状況が考えられます。商品の販売において商標権を取得することがまず前提ですが、取得した商標権を維持管理することも重要だということを示しています。

以上